

滋賀県立

聴覚障害者センター

だより

第10号



発行日/平成10年11月30日

発行所/草津市大路2丁目11-33

TEL 077-561-6111

FAX 077-565-6101

聴覚障害にふさわしい事業の展開を

ー開所3周年セミナーー

去る10月31日、県立聴覚障害者センターの開所3周年を記念したセミナーが開催されました。セミナーには130人の関係者が参加、午前中は、聴覚障害者のくらしとセンター事業に関連して四人の方々の実践報告、午後は大阪聴覚障害者協会会長の清田廣氏の記念講演が行われ、迫力ある氏の講演に会場も熱気に包まれました。

清田氏はまず、国が社会福祉や障害者施策などを検討している審議会の答申について、「自己責任」と「社会連帯」が考え方の基本になっていること、介護保険制度の導入に伴い障害者施策も同様の仕組みに変えていく検討が進んでおり、その中には、措置制度から個人契約への移行や福祉サービスを有料で購入すること、また民間企業の参入などが予定されており、本当に安心して利用できる制度になっていくかどうか、様々な不安や問題点があげられていると指摘されました。

また、介護保険制度では、聴覚障害者が申請からサービスを受けるまでの保障が十分でないこと、また実際に利用できるサービスは大変少なく、聴覚障害者の実態を制度に反映させることや、聴覚障害者が利用できる事業を生み出す必要があると、大阪ろうあ会館の取り組みを紹介されました。大阪では、ろうあ老人の実態調査やろうあ者家庭訪問指導事業に取り組んでいる中で、ろうあ老人の様々な生活問題や要求が把握できたこと、特にろうあ会館の独自事業として実施している訪問指導事業の成果について報告されました。この訪問事業は、家庭奉仕員の資格を持つろうあ者や登録手話通訳者が派遣されており、ある一人暮らしの老人の例では、ろうあ者ヘルパーの援助によって今まで一般のヘルパーでは

出来なかつた人間的な交わりや生活意欲が広がった事例が紹介され、聴覚障害者によって制約された生活を余儀なくされてきたろうあ老人に適切な援助を提供していくためには、聴覚障害に理解を持ち、人の援助が必要であり、その取り組みはまだ大阪や京都だけで早急に広げていかなければならないと話されました。

今後、聴覚障害者に見合った施策や事業を生み出していくためには、①我々自身が事業や施策を作りだしていく能力②その事業を運営していく能力③経営能力④制度が適切に利用されているか、人権が擁護されているか監視していく能力が必要であるとまとめられ、福祉が大きく変わっていく今、聴覚障害者の人権を守り発展させていくためには、聴覚障害者自身がその事業を切り拓いていかなければならない時代になっており、多くの人に福祉の流れしつかり見つめ、現状や問題を広く知らせていくことが大切と締めくくりました。実践報告では、まず「手話学習者の



記念講演(清田氏)

動向」について法人職員の吉田さんから、手話を学ぶ人達がこの4年間に1万人にも及び、平成9年度は4年前の3・6倍の4、000人、県の聴覚障害者数(手帳交付数)の3、500人を超えるなど毎年学習者が増え続けている中、指導にあたる講師養成や指導内容の工夫、新しい手話奉仕員養成事業との関連付けなどが課題で、聴覚障害者のくらしの向上と手話学習者の広がり結びつきが大切になっていると報告がありました。

次に、「高齢聴覚障害者のくらしと願い」について、ろうあ協会の阪口ユリさんから、幼少の頃に聞こえない為に片足を切断されたという悲しい生い立ちのお話から、病気になるまでの介護やホームヘルパー、手話通訳の利用など、老後の不安についてお話しがありました。

続いて、難聴者協会の林栄一氏からは、新聞の投稿をきっかけに難聴者協会へ入会したこと、会の活動を通して補聴器やループなど聞こえの保障や社会活動の広がり、そしてこれからは、過去の人生経験や知恵を生かし、聞こえの障害をめざして自治体に提言していく決意などが述べられました。

最後に、中失難聴者協会の藤田保氏から「中失難聴者の願い」について報告、センター開所によって、聞こえの保障の取り組みが進んだ反面、協会と事業との関わりが次第に薄れ、活動の沈滞や事業運営などに戸惑いが生じ、会員のニーズを把握するためにアンケート調査に取り組むなど、運動の初心に戻って、同障害者と要約筆記活動者など関係者との交流を深めたり、会員の少ない地域で例会を開き支部づくりを励むなど様々な工夫を行っている様子が報告されました。

安心できる豊かな老後を

—全国ろうあ老人大会を終えて—

2年前から準備をすすめてきた全国ろうあ老人大会が去る10月8日から13日にかけて開催され、全国から780名のろうあ老人が集い研修と交流を深め、成果をあげることができました。このことは、地元滋賀県ろうあ協会老人部のがんばりが大きな要因となっているといえます。

安心してゲートボールを楽しんでもらいたい、明るく良い環境の中で研修をしてもらいたいとの想いから、会場設定にも早くから取り組んできました。また、厳しい財政事情と消費税アップに伴う運営費の不足にも負けず、自らも資金づくりをやつていこうと手芸品づくりにも励みバザーにも積極的に参加していききました。単に障害者関係のバザーだけではなく、地域のフェスティバルなどにも交渉して出店させてもらうなど精力的にいろんなところへの働きかけも実施しました。ろうあ老人の中には和裁や洋裁の技術を持った人はいくつかありますから、幾度となくセンターに集まって楽しそうに作品づくりをしていました。しかし、実際販売をするという作業はあまり経験がなく大変かなと思つていたら、バザーを担当したほとんどのろうあ老人が一日中立ちっぱなしにもかかわらず疲れた顔も見せずに生き生きと販売活動をしてい

ました。自分たちの作った作品を聞かせる人に勧める、買ってもらえる、そしてその収益が大会の運営を支えていくということがやりがいにつながっているのです。大会の時だけでなく日常的に地域の中でろうあ老人が活躍できる場があれば、本当に豊かな生活をすることができるとは思います。

大会当日の研修会や分科会では介護保険について講演や討論がされました。講演を聴いて介護保険のことがよくわかったというろうあ老人もいましたが、地域に帰れば介護保険について知って

くさつ発信

社会福祉法人

滋賀県聴覚障害者福祉協会

理事長 三塚 武男

いま、各地で、2000年4月から実施が予定されている介護保険制度についての学習会が行われています。住民の関心が日まじに高まっています。話を一回聞いただけでは「よくわからないので」、回を重ねているところもあります。

学習会に参加した人たちから出てい



いる人はごく一部で、ベテランの通訳者が説明しても伝わらない人もいるとのことでした。実際2000年に制度が開始され、有無を言わず保険料を支払わなければならないことを知らない人もいます。大会に参加したくてもできない人、大会があることすら知らない人がいることを見過ごすことはできません。

戦前・戦中・戦後と厳しい時代を必死に生き抜いてきたろうあ老人が更に今、「現在まで差別されたいろいろな法規は、私たちの時代までとする。」として活動を続けています。そんなろうあ者の「安心して豊かな老後を送りたい。」という誰もが持つている当たり前の願いが実現できる為の施策や社会環境が望まれます。

る共通した声や意見としては、「内容について学習をすればするほど問題が多いことがわかった」「手にする年金は少ないのに強制的に徴収される保険料や利用料などの費用負担は増える一方で、社会保障によってかえって生活が苦しくなるのはおかしいのではないか?」「社会保障や社会福祉の分野に営利を目的にしている民間企業の参入がすすめられているが、民間社会福祉(法人)はどうなるのか?」「消費税が5%になってから必要なモノも買えなくなつた。介護保険も増税策の一つではないか?」「このような制度が実施されたら、これからの社会保障や社

会福祉はどうなるのか?」など、65才以上の高齢者をはじめ、40代の人たちから次つぎと不安や疑問が寄せられます。現代は、年金や医療、社会福祉などの社会保障制度がととのい充実にないといふと「人間らしい暮らし」ができない社会です。介護保険制度の内容は、住民のくらしの実態に合わない面がいろいろあります。実際の介護問題は、介護を要する人の身体的な状況だけでなく介護をしている人や家族、地域とのかかわりを含む生活問題の一環です。それに対応した総合的な体系的な介護保障制度に作りかえる必要があります。

手話通訳者の養成、派遣制度の抜本的な改善へ

厚生省から新通知がだされる

すでにご承知の通り、厚生省は今年

7月24日付けで、「障害者の明るいくらし」促進事業の実施について」と

『市町村障害者社会参加促進事業について』の新しい実施要綱を、全国の都道府県や市町村に通知しました。これ

は、平成8年の通知を改定したもので

すが、内容的には、聴覚障害者の運動や手話サークル活動の広がりの中で1

970年に我が国で初めて手話のできる健聴者を養成するため実施した「手

話奉仕員養成事業」の開始以来、28年

ぶりの大幅な改正となり、昨今の聴覚障害者の社会参加や、手話通訳制度を

めぐる関心の高まりと関係者の運動が

反映されたものとなっています。

その大きな特徴は、手話で日常会話ができる人（手話奉仕員）と手話通訳

ができる人（手話通訳者）を区分し、従来の手話奉仕員制度とは別に手話通

訳者の養成や派遣を制度化したこと

です。特に新しい要綱には、実施主体による登録試験の実施（養成事業）や派

遣手当の基準、運営委員会や派遣コーディネーターの設置、通訳者の研修保

障と健康管理、複数派遣の必要性（派遣事業）等が新たに明記されるなど、

現状に見合った内容に改善されました。また、事業内容も全国統一の基準（下

図）で実施することとしており、これ

まで県や市町村が行ってきた事業の水準を引き上げたり、内容を充実させる大きなきっかけとなるものです。

現在、当県においても今回の通知に対応した取り組みが協議されており、次のように、改正に伴ういくつかの検討が必要になっていきます。①現在、法人が行っている「登録試験制度」の実施体制の充実。②現行の登録通訳者の移行や手当等の水準の保障。③統一カリキュラムに基づく養成事業の予算化と講師の養成。④通訳者の研修と健康管理の保障。⑤運営委員会やコーディネーター（調整者）の設置等で、

今後、聴覚障害者や関係者と共に、事業の充実に向けた取り組みが必要になっていきます。

尚、新たに市町村を中心に展開される「手話奉仕員養成・派遣事業」については、次回の「たより」でお知らせいたします。

最近の要約筆記派遣事情

行事たけなわな秋。要約筆記の派遣が一番多いのもこの時期です。今年には特に件数が急増しました。昨年度11月中の派遣件数は25件、今年11月中旬で、すでに実施予定を含めて54件にのぼっています。急増の原因は恒例行事や大会を除いて、滋賀県中途失聴難聴者協会活動の活発化による会議数の増加、次年度開催予定の全国大会実行委員会の開催によるものなどがあげられますが、昨年にして大学の講義や社内研修などでの情報保障のための派遣が目立ってきていることも大きな要因かと思われま

す。聴覚障害者が複数集まる会議・講演・討論会などの場では、OHPやパソコンを使い、同時に、投影される文字が見られるようにする要約筆記がほとんどですが、前述のように対象者が一人の場合はノートに講師の発言内容を書き続けていくノートテイク筆記という方法でおこないます。

突然に聞こえなくなったため手話では話の内容が理解できない方や聞き取りにくい言葉の確認が必要な難聴者が多数集まり、互いの発言を確かめ合う会議を起源として始まった要約筆記も個人的な知識向上のための派遣へと形を変えながら発展しつつあります。聞こえないから我慢するのではなく、積極的に情報保障を希望する時代がやってきているといえます。

要約筆記にはそのような現場の状況によって必要な機器・資材を変えなければなりません。とりわけ、今年度から全国に先駆けて派遣事業に取り入れられたパソコン要約筆記は筆記者の数はまだまだ少なく、その点は養成にお力を入れる必要はありますが、何より現在行っているテレビモニターに映し出す表示方法に改善策が必要な状況にあります。

それはパソコン要約筆記の人気と要請は高いものの、多数の聴覚障害者に見ていただくにはパソコン画面をそのまま表示できる液晶プロジェクターが必要不可欠な時期にきています。担当者としてこの課題をクリアーするため、不況下を奮闘せねばと思っています。

手話通訳者養成カリキュラム

対象者	手話を駆使して特定の聴覚障害者と日常会話が可能者		
養成目標	身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解と認識を深めるとともに、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得する。		
カリキュラム構成	基本課程	到達目標	①対象の聴覚障害者の理解を確認しながらであれば手話通訳が可能レベル ②申請手続き等手話以外のコミュニケーション手段が付随する場面で通訳が可能レベル
		養成目標	①手話通訳に必要な手話語彙（目標語彙数：600語に新たに300語を追加）を習得する。 ②習得した語彙を用いて手話通訳に必要な表現技術を習得する。 ③習得した語彙を用いて手話通訳に必要な基本技術を習得する。
	応用課程	到達目標	一部難しい内容は聴覚障害者の理解の確認が必要であるが、日常場面の手話通訳は基本的に可能なレベル
		養成目標	①手話通訳に必要な手話語彙（目標語彙数：900語に新たに300語を追加）を習得する。 ②習得した語彙を用いて手話通訳に必要な表現技術の応用を習得する。 ③習得した語彙を用いて手話通訳に必要な基本技術の応用を習得する。
実践課程	到達目標	聴覚障害者の理解力に応じた手話通訳が可能レベル	
合計	90時間	養成目標	①手話通訳に必要な手話語彙（目標語彙数：1,200語に新たに300語を追加）を習得する。 ②習得した語彙を用いて手話通訳に必要な実践的表現技術を習得する。 ③習得した語彙を用いて手話通訳に必要な実践的基本技術を習得する。

くらしに役立つ 「日曜教室」事業

この事業は法人・ろう協・中失難協が各々企画立案して、聴覚者のくらしや聴覚者が求めるテーマで実施してきました。終盤が近づいて参加者の皆様にとどの程度満足して頂けたかが、担当者としては最大の関心事です。毎回実施後のアンケートは期待と不安が入り交じった心境で目を通していきます。

「福祉機器・体験コーナー」では時代のニーズもあり、携帯から双方方向にメッセージが送れる機種等の便利な生活用品に関心が高く、若い聴覚者間にはけっこうほほえましく思いました。感動するいいのがありましたら教えて下さい。よろしく願います。」

「大草原に還る日」とても感動しました。戦争がなければ…と本当に思いました。私も、戦前と戦後のつらい思いを経験していますので。」

「ビデオに字幕がついているといるんなことがよく分かるのでありがたいです。」
このような感想をいただけるとうれしいですね、しかし、字幕付きのビデオは年間約120本ほどしか入りません。ライブラリーに寄せられている声の中にも、ドラマやアニメなどの番組

このような普及率とかで、参加者は34名でした。講座の平均参加者数は15〜16名程度で男女比率は圧倒的に女性が多いのが特徴です。参加人数の多い少ないかは別として、どのテーマも知識を得るだけに止まらず、実生活に役立ち、次の行動に繋げてもらえる内容を工夫しています。

前回の「旅行を楽しむ」も講師の豊富な体験を基にして、ルートの設定や安くて安全で楽しい旅づくりを更に倍増させるお得な情報を享受できた大好評/早速、秋の旅行に活かしたいとの声もありました。

日程が他の行事と重なる事が多く、行事の選択を余儀なくされる参加者から、日程の変更を希望される場合があり、気持ち揺らぐ時もあります。人にもっと字幕をつけて欲しいと要望が寄せられています。

そこで、当センターでは要望の中から、ドラマ「おそろるべしっつ」音無可憐さん」に字幕を付けます。ボランティア

利用者の声

ビデオライブラリーに寄せられた利用者の声を取り上げてみました。

アの皆さんが頑張って作っていますので、完成までお待ち下さい。

他にも健聴者からは、「手話の基礎の勉強が出来る最新のものでお借りできるものがあれば良いと思います。」

として共に学び合い、情報交換を目的に、聴覚者と聴者の交流も大切に感じています。



福祉機器の体験講座

次年度は時間設定の工夫や系統立てた企画から満足度の高い講座を提供して、参加者の拡大に繋がりたいと思っています。皆様のご要望もどんどん聞かせて頂きたいです。

などの声が寄せられています。ライブラリーには読み取り学習用のビデオなどはありますが、基礎から学べるビデオも、今後、自主制作の中で考えていきたいと思っています。

また、ライブラリーの運用に関しても、「貸出期間が一週間では短いので3〜4週間貸していただけあればありがたいです。」などの要望がありました。他の利用者の事を考えると、三週間も貸し出すことは難しいですが、お盆やお正月などは、貸出本数や期間を増やしております。

今後、センターとして利用者の声に応えられるよう努力していきたいと思えます。どしどし、ご意見をお寄せ下さい。お待ちしております。

センターだより

私は、今年4月から、法人職員になって早々7ヶ月が経過したが、事務室に入ると緊張する。職員以外の人、事務室に入ると緊張しているだろうと想像しています。

緊張をやわらげる方法として、仲間の顔を何人か思い浮かべて(来てくれたらうれしいけれど、)自分を励すようにしています。センター利用者が増加しているが、聴覚障害者が本来の聴覚障害者センターに求めているのは何だろうか。

ろうあ者・難聴者・ろう重複障害者は、同じ仲間を求めている、コミュニケーションのできる集団(いこいの場)を求

めるだろう。先月、3周年セミナーがあった。ノエルのしごとの家と守山共同作業所の協力を得て、後援会バザーを行った。暖かい天候だったけれど、吹きさらしの駐車場では、「やはり寒いね」といいながら、次々来る参加者に手話を交えながらコーヒー・ケーキ・クッキーを買っていただいた。お蔭様で、あっという間に売れた。

コミュニケーションのできる場が一番大切ではないかと考えさせられた一日でした。また、センターを拠点として、聴覚障害者と手話通訳者、要約筆記者、手話を学ぶ人達、さまざまな人達と新しい出会い、温かい交流が、さらに広がる企画をしたいものです。(K・N)